

築上町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品に買い換える町民に対し、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、家庭の電気代とエネルギー消費量の削減につなげるとともに、町民の環境意識を変えるきっかけにすることを目的として、その経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、築上町補助金等交付規則（平成18年築上町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助対象となる家電製品は、一定以上の省エネ性能を有した家電製品（以下「対象家電」という。）であり、次に掲げるものとする。

(1) エアコン

省エネにおける目標年度2027年度省エネルギー基準達成率が100%以上であり空気清浄機能付きであるもの

(2) エコキュート

省エネにおける目標年度2025年度省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの

(3) 冷蔵庫

省エネにおける目標年度2021年度省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの

(4) テレビ

省エネにおける目標年度2026年度省エネルギー基準達成率が80%以上であるもの

(5) その他

ア 新品（未使用）であるもの

イ メーカー製品保証があるもの

ウ 家庭用機器（家屋内で使用する物）であるもの

エ 令和8年10月1日から令和9年2月26日までに購入し、設置したものの

オ エアコン、冷蔵庫及びテレビは、家電リサイクル法により処分すること。

カ エアコン、冷蔵庫及びテレビは、税込み5万円以上の費用が掛かるもの（本体費、設置工事費、送料及び対象家電を設置するために必要な機器費（室外機、配管等）を含む。）

キ エコキュートは、税込み 10 万円以上の費用のかかるもの（本体 費、設置工事費、送料及び対象家電を設置するために必要な機器費（給湯設備、配管等）を含む。）

ク 1 世帯 4 品目のうち 1 品目 1 台の買換えに限る。

ケ 対象家電は、JIS 規格を満たしていること又は JIS 認証製であること。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- （１） 築上町の住民基本台帳に記載されている者
 - （２） 納期の到来している町税を完納している者
 - （３） 自らが居住する町内の住宅の既存のエアコン、給湯設備（エコキュート）、冷蔵庫及びテレビを新品（未使用）の対象家電に交換するために、京築管内の店舗において購入し、設置する者
 - （４） 本人又は本人と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていない者
- 2 防衛省の防音工事対象区域内の居住者で、防音工事に伴うエアコンの買換え工事は補助対象外とする。
- 3 交付決定前に購入又は設置した者については補助対象外とする。
- 4 対象家電の費用について、国又は県の補助金を本申請とは別に利用している者は補助対象外とする。

（補助金交付額）

第 4 条 補助金交付額は、前条第 1 項第 3 号に規定する対象家電の購入及び設置に要した費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の合計額に補助率 3 分の 1 を乗じて得た額とし、エアコン、冷蔵庫及びテレビは 5 万円を上限とし、エコキュートは 10 万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （１） 省エネ家電製品の形状、規格、構造及び第 2 条の省エネ基準達成率以上の製品であることが確認できるカタログ、仕様書等の写し

- (2) 見積書又は買換え経費がわかる書類
- (3) 申請者の町税の滞納がないことを証明する「滞納のない証明書」
- (4) エアコンを買い換える場合であって、防衛省防音工事対象区域の者にあつては、「防衛省等への問い合わせに関する同意書」
- (5) 買換えを行う対象家電の設置状況がわかる写真(エアコンにあつては、室内機及び室外機の写真、給湯設備にあつては、貯湯ユニット及びヒートポンプユニットの写真)
- (6) 世帯構成の調査に係る同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付及び不交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請に係る書類の審査により補助金の交付の決定をしたときは、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定通知書(様式第2号)を用いて申請者に対して通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)を用いて申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 町長は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は令和9年2月26日までのいずれか早い日までに築上町省エネ家電製品買換え促進補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し(型式等の機種を特定できる記載があるものに限る。)
- (2) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (3) エアコン、冷蔵庫及びテレビにあつては、特定家庭用機器廃棄物管理

票（リサイクル券）の写し

（４） 買換え前後の対象家電の配置状況がわかる写真

（補助金の額の確定）

第 9 条 町長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定するときは、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金額の確定通知書（様式第 6 号）を用いて交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 額の確定通知を受けた交付決定者が補助金の請求をするときは、額の確定通知書受領後速やかに、町長に対し、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金請求書（様式第 7 号）に、交付決定者の振込指定口座通帳等の写しを添えて提出しなければならない。

（状況報告）

第 11 条 町長は、交付決定者に対して、交付申請年度の翌年度から 3 年間、調査等で必要な状況の報告を求めることができる。

（財産の処分制限）

第 12 条 交付決定者は、対象家電を設置した翌年度から起算して、次に掲げる期間、補助金交付の目的に反した使用、販売、譲渡、交換及び貸付けを行ってはならない。

（１） エアコン 6 年間

（２） エコキュート 10 年間

（３） 冷蔵庫 6 年間

（４） テレビ 6 年間

（協力の要請）

第 13 条 町長は、交付決定者に対し、町が実施する省エネルギー、節電等に関する調査への協力を求めることができる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。